

ふくしま産業復興雇用支援助成金（雇入費）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福島県緊急雇用創出基金事業（県実施事業）実施要領第2に規定する「ふくしま産業復興雇用支援事業」について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 県は、東日本大震災の被災地域において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資する雇用を創出することを目的とし、産業政策と一体となって雇用面からの支援を行うことにより、被災求職者の生活の安定を図り被災地域の復興を支えるため、これらの者の雇入れに係る費用に対する助成（職業訓練・雇用管理に係る費用を含む。以下「雇入費助成金」という。）として、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内でふくしま産業復興雇用支援助成金を支給するものとする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）被災求職者

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 平成23年3月11日時点で東日本大震災による被害を受けた災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域（岩手県、宮城県及び福島県内の地域に限る。以下「被災三県」という。）に所在する事業所に雇用されていた者又は被災三県に居住していた者であって、失業状態にある者。

イ 平成23年3月11日時点で被災三県に居住していた者であって、被災三県にある高等学校・大学等を卒業予定の者及び卒業後3年以内で職歴のない者（以下「新卒者」という。）。

ウ 被災三県以外に居住する新卒者が県内事業所に就職する場合は、当該新卒者の扶養者が平成23年3月11日時点で被災三県内に居住していたこと。

（2）事業主

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条に規定する適用事業を厚生労働大臣に届出した者

（3）事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、福島県内に一定の場所（1区画）を占めて、单一の経営主体のもとで経済活動が行われており、従業員と設備を有して、物の生産や販

売、サービスの提供が継続的に行われているものをいう。

(4) 再雇用

雇入れ日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、請負、アルバイト、事前研修により就労したことのある被災求職者を再び同一事業所に雇入れる場合をいう。

(5) 新規雇用者

雇入れた被災求職者のうち、再雇用者以外の労働者をいう。

(6) フルタイム労働者

一週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者と同じ労働者をいう。

(7) 短時間労働者

一週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比し短い労働者をいう。

(8) 被災15市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楓葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村をいう。

(9) 不正受給

刑法（明治40年法律第45条）第2編各条の規定に違反する行為のほか、故意にふくしま産業復興雇用支援助成金【雇入費】支給申請書（様式第1号。以下「雇入費支給申請書」という。）に虚偽の記載を行い、若しくは偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない本助成金を含む各種助成金等を受け、又は受けようとすることうをいう。ただし、雇入費支給申請書の記載誤りが故意によらない軽微なものと認められる場合にはこれに該当しない。

(10) 補助金・融資等の採択

第4条第1項に定める国又は地方公共団体の補助金・融資等をいい、補助金については、交付決定を受けた日、融資については、融資契約日をさす。なお、融資の内訳は設備資金を含むものに限る。

(雇入費助成金の対象事業所)

第4条 令和6年4月1日以降に最初の支給を受ける事業所にあっては、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所又はこれに準ずる事業所（ただし、平成28年3月31日までに次の各号のいずれかの事業の対象となった事業所及び被災15市町村に所在する事業所は除く。）であって、次の各号のいずれかの事業の採択を受けた県内の事業所に限る。

なお、第1号に該当する事業の採択を受けた事業所を優先的に選定する。

(1) 平成23年3月11日以降に新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とした国又は地方公共団体の補助金・融資（別途知事が定めるものに限る。）又は、雇用のミスマッチが生じている分野に対する産業政策による支援の対象となっている事業（別途知事が

定めるものに限る。)

- (2) 前号以外の事業で、地域の地場産業として振興を行っている産業分野であって相当数の雇用創出が期待され、本助成金を支給することが「産業政策と一体となった雇用支援」と認められる（別途知事が定めるものに限る。）事業

2 次の各号のいずれかに該当する事業主には、支給しない。

- (1) 雇入費助成金の支給を申請する日から過去3年間に本助成金を含む各種助成金等の不正受給を行ったことがある事業主並びに前項第1号又は第2号において不正受給を行ったことがある事業主
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定されるもの。）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなつた日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主
- (3) 福島県税に未納がある事業主
- (4) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）を行う事業主
- (5) 雇入費助成金を支給決定する前に倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。）した事業主。ただし、再生手続開始の申立て（民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業所において事業活動を継続する見込みがある場合は除く。
- (6) 労働基準法、最低賃金法等の労働法令に違反し改善が見られない事業主

（雇入費助成金の対象労働者）

第4条の2 本助成金の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次の各号の全てに該当する新規雇用者又は再雇用者とする。

- (1) 補助金・融資等の採択後、原則として、令和6年4月1日から支給申請の提出期限までに雇入れた被災求職者であること。ただし、令和6年3月31日以前に雇入れた者については、第5条の2及び第7条の2のとおりとする。
- (2) 再雇用した者の数の割合は、対象労働者の8割までとする。
- (3) 雇用契約が、期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用（契約の更新が可能なものに限る。）であること。
- (4) 雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者（週20時間以上）であること。
- (5) 申請した対象事業所を主な就業場所とする労働者であること。

（助成対象者の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当する新規雇用者又は再雇用者は、対象労働者としない。

- (1) 対象事業所において、対象労働者の雇入れ日から過去2年間に事業主都合により解雇又は雇止めした（退職勧奨による場合を含む）人数分の労働者
- (2) 雇入れに係る費用が、国又は地方公共団体が支給する他の補助金や融資（国又は地方公共団体が他の団体等に委託して実施するものを含む。）等の支給対象となっている労働者
- (3) 事業所が、補助金・融資の採択を受ける前に雇用した労働者
- (4) 平成23年11月21日以降に離職した労働者を再び雇入れる場合の当該労働者（平成23年11月20日以前より雇用関係が継続していた者に限る。）
- (5) 平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により雇用した労働者
- (6) 支給決定前に離職した労働者
- (7) 転籍・転職により雇入れた労働者
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1項第1号の規定により就労させている派遣労働者
- (9) 人件費について事業主に負担がない出向労働者

（雇入費助成金における特例）

第5条の2 第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年度までに助成金の支給決定を受けた事業所は対象としない。ただし、次の各号の場合を除く。

- (1) 令和4年度又は令和5年度に初めて支給決定を受けた事業所に限り、最初に支給決定を受けた新規雇用者のうち最も早い雇入れから2年以内に雇入れた対象労働者のみを申請する場合。

ただし、第4条の2の対象労働者が助成対象期間中に離職し、他の労働者が離職した労働者の助成対象期間や支給額等を引き継ぐ場合は、2年以内に雇入れた労働者でなくとも構わない。

なお、この号でいう「離職」とは労働者の「自己都合による離職」に限られる。

- (2) 助成対象者の2年目及び3年目に係る支給申請を行う場合。
- (3) 過去の助成対象事業所で当該助成対象期間が終了している場合において、過去に助成金の支給を受けるにあたって認定を受けた第4条第1項各号の事業と同一の事業について複数回実施が認められた場合。

（雇入費助成金の支給対象期間）

第6条 雇入費助成金における支給対象期間は、起算日から3年間とする。ただし、3年を経過する日が令和10年3月31日を超える場合は令和10年3月31日までとする。

（雇入費助成金の支給額）

第7条 雇入費助成金の支給額は、次の表の雇用区分及び雇用形態に応じた助成対象者1人当

たりの額に、助成対象者の人数を乗じて算出した額とし、具体的な計算方法については、別に定める。

事業所所 所在地	第4条第 1項の区 分	雇用区分	雇用形態	1年目	2年目	3年目	合計
被災15 市町村	第1号該 当事業所	新規雇用及び 再雇用	フルタイ ム労働者	120万円	70万円	35万円	225万円
			短時間 労働者	60万円	30万円	20万円	110万円
	第2号該 当事業所	新規雇用	フルタイ ム労働者	120万円	70万円	35万円	225万円
			短時間 労働者	60万円	30万円	20万円	110万円
		再雇用	フルタイ ム労働者	110万円	60万円	30万円	200万円
			短時間 労働者	50万円	25万円	15万円	90万円
上記以外 の事業所	第1号該 当事業所	新規雇用及び 再雇用	フルタイ ム労働者	60万円	40万円	20万円	120万円
			短時間 労働者	30万円	20万円	10万円	60万円
	第2号該 当事業所	新規雇用	フルタイ ム労働者	60万円	40万円	20万円	120万円
			短時間 労働者	30万円	20万円	10万円	60万円
		再雇用	フルタイ ム労働者	50万円	40万円	20万円	110万円
			短時間 労働者	25万円	15万円	10万円	50万円

- 2 助成対象とされた労働者が自己都合により離職し、事業主が、原則として、当該離職した助成対象者と同一の雇用区分及び雇用形態に該当する労働者を新たに雇入れた場合には、支給額の範囲内で当該被災求職者（以下「補充助成対象者」という。）を助成対象者とすることができます。なお、当該補充助成対象者が離職した場合も同様に、原則として、同一の雇用区分及び雇用形態に該当する労働者を新たに雇入れ、支給額の範囲内で助成対象者とすることができます。

3 本助成金の支給を受けたが、対象となった労働者を事業主都合により解雇又は雇止めした事業所は、その人数分の支給額を減額する。

4 前条の規定にかかわらず、知事が必要と認める場合は、知事は支給対象期間を別途定めることができる。

(雇入費助成金の支給額調整)

第7条の2 知事が別に指定する募集開始日（以下、「募集開始日」という。）以降に雇入れた者については、雇入れ日が支給申請日の60日前より前の者の支給額の計算方法は別に定める。

2 前項にかかわらず、第5条の2の特例に該当する者及び令和5年12月16日以降募集開始日より前に雇入れた者については、募集開始日より60日以内に申請があった場合には支給額全額を支給するものとする。ただし、募集開始日より60日を超えた日以降に申請を行った場合の支給額の計算方法は別に定める。

(雇入費助成金の支給申請)

第8条 雇入費助成金の支給を受けようとする事業所の事業主（以下「申請事業主」という。）は、雇入費支給申請書に次に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。

- (1) 助成対象事業所が第4条第1項各号に掲げる事業を実施する事業所であることが分かる書類（産業政策と一体となった事業であることを証明する書類を含む）の写し
- (2) 対象労働者に係る雇用契約書又は雇入通知書の写し
- (3) 就業規則の写し（事業所における「通常の労働者の所定労働時間（フルタイム）」が分かる書類の写し）
- (4) 対象労働者の履歴書（職務経歴書など）の写し及び職務経歴等確認書（履歴書別添様式）
- (5) 官公署で発行した対象労働者の住所、氏名及び生年月日を確認できる書類（住民票又は運転免許証等）の写し
- (6) 助成対象者の雇用保険被保険者資格の取得状況が確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（事業主通知用）等）
- (7) 求人票の写し（求人票の写しを添付できない場合は事業所の業務概要が分かるもの）
- (8) 法人にあっては事業所の履歴事項全部証明書及び税務申告書の写し個人事業主にあっては所得税申告書の写し
- (9) 福島県税納税証明書
- (10) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第1号別紙1）
- (11) 役員一覧（様式第1号別紙2）
- (12) 債権者登録申請書
- (13) 助成金の振込先通帳の写し
- (14) その他知事が必要と認める書類

- 2 雇入費支給申請書及び雇入費支給申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。
- 3 申請事業主は、次の各号に掲げる書類の確認及び労働者本人に対する聞き取り等により、雇入れた労働者が被災求職者に該当することを確認しなければならない。
 - (1) 雇用保険受給資格者証
 - (2) 廃業届(税務署の受付印があるもの。)
 - (3) 履歴書(職務経歴書、職務経歴等確認書)

(申請期間)

第9条 雇入費支給申請書の提出期間は、知事が別に定めるものとする。

(雇入費助成金支給額の上限)

第9条の2 雇入費助成金支給額の総額は、1事業所につき2,000万円を上限とする。

(雇入費助成金の決定及び通知)

第10条 知事は、提出された雇入費支給申請書について次の各号に掲げる必要な形式要件を確認のうえ、不備がないと認めた場合はこれを受理する。

- (1) 支給申請期間内に提出されていること。
- (2) 所要の事項が記載されていること。
- (3) 雇入費支給申請書については第8条第1項各号に掲げる添付書類が添付されていること。

2 知事は、前項による申請を受理した場合、当該申請に係る支給要件の審査を行い、必要に応じて現地調査等を行ったうえ、雇入費助成金の支給を決定するものとする。

なお、雇入費助成金の支給決定に当たっては、第4条第1項の要件に基づき申請のあった事業所及び期間の定めのない雇用者の割合の多い事業所等を優先するとともに、本県産業の復興、拡大、高度化への効果が期待できるかなどを総合的に判断のうえ、助成対象事業所を選定する。

3 知事は、前項により雇入費助成金の支給を決定した場合は、「ふくしま産業復興雇用支援助成金【雇入費】支給決定通知書」(様式第2号)により当該申請事業主に対して通知するものとする。

なお、支給しないこととした場合は、「ふくしま産業復興雇用支援助成金【雇入費】不支給決定通知書」(様式第3号)により当該申請事業主に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第8条の別に定める期日は、10日以内とする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、規則第8条第2項を準用し交付決定がなかつたものとみなす。

(雇入費助成金の支給申請の不備の取扱い)

第 12 条 知事は、第 10 条による支給決定を行った後、雇入費支給申請書等の不備による助成金の振込不能等があったときは、当該申請事業主に対して確認するとともに、期限を定めて雇入費支給申請書等の補正を求めるものとする。なお、当該申請事業主が知事からの求めに応じず雇入費支給申請書等の補正が行われず、申請事業主の責に帰するべき事由により支給できなかつたときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(雇用実績報告及び雇入費助成金の支給)

第 13 条 雇入費助成金の支給決定を受けた事業主は、起算日以後 1 年から 1 年半を経過するごとに完了報告・雇用実績報告書（様式第 4 号）を知事が指定した日までに提出しなければならない。

- 2 知事は、第 1 項の内容を確認のうえ確定した額について、事業主に対して支給額通知書（様式第 5 号）により通知し、助成金額を事業主に対して支給するものとする。
- 3 規則第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる条件については、次の各号のとおりとし、事業主は、いずれかに該当したときは、ふくしま産業復興雇用支援助成金【雇入費】支給額変更申請書（様式第 6 号）を提出しなければならない。
 - (1) 期間満了による雇止め又は事業主都合による離職等が生じたとき
 - (2) 支給決定日より前に離職その他の原因により、対象労働者とならないものが発生したことを確認したとき
- 4 知事は、前項の規定により、ふくしま産業復興雇用支援助成金【雇入費】支給額変更申請書の提出があったとき、又は額の確定時に故意又は重大な過失と認められない場合で、支給決定額の減額を必要とする事態が生じ、その金額が確定したときは、支給決定額の変更を「ふくしま産業復興雇用支援助成金【雇入費】支給決定額変更通知書」（様式第 7 号）により通知する。
- 5 前項の変更決定により、当該全支給対象期間において支給額がなくなった場合は、当該支給決定が取り消されたものとみなす。
- 6 第 1 項の規定によらず、知事は、必要と認める場合には、支給決定日以後知事が指定する日を経過するごとに、完了報告・雇用実績報告書（様式第 4 号）の提出を求めることができる。
- 7 第 4 項で確定した額については、第 2 項の規定を準用する。
- 8 第 1 項、第 6 項の規定による完了報告・雇用実績報告書（様式第 4 号）を正当な理由なく知事が指定した日までに提出しない事業主は、その報告回以降の当該申請にかかる雇入費助成金の受給を辞退したものとみなす。

(状況報告)

第 14 条 知事は、規則第 11 条の規定により必要に応じて対象労働者の雇用状況等について報

告を求めることができる。

(立入検査等)

第 15 条 知事は、必要があると認めるときは、申請事業主等関係者から関係書類の提出を求め、又は職員にその事務所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者から事情を聴取することができるものとする。

2 知事は前項の結果、必要があると認めるときは、申請事業主に対して改善その他必要な処置を講じるよう指導することができるものとする。

(雇入費助成金の返還)

第 16 条 知事は、雇入費助成金の支給を受けた申請事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業主に対して、「ふくしま産業復興雇用支援助成金【雇入費】支給決定取消及び返還通知書」(様式第 8 号) 又は「ふくしま産業復興雇用支援助成金【雇入費】支給決定取消及び返還通知書（一部返還）」(様式第 9 号) により、それぞれ当該各号に掲げる額に係る支給決定を取り消し、雇入費助成金の全部又は一部を返還させる旨の通知を行う。

- (1) 不正受給があつたこと並びに助成対象事業である第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の全部又は一部で不正受給していた場合、支給した助成金の全部
- (2) 暴力団若しくは暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が、経営や運営に関係していたことが判明した場合、支給した雇入費助成金の全部
- (3) 当該事業主に支給されるべき雇入費助成金の額を超えて雇入費助成金の支給を受けた場合、当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額
- (4) 労働基準法、最低賃金法等の労働法令に違反し改善が見られない場合、支給した雇入費助成金の全部

(新規雇用者の公募)

第 17 条 申請事業主は、新規雇用者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みを行うなど、可能な限り公募するよう努めなければならない。

(代理人等の取扱い)

第 18 条 申請事業主は、雇入費助成金の申請等に係る事務について、代理人を選任して処理させることができる。

2 代理人は、申請事業主に代わって支給申請を行う場合は、雇入費支給申請書等に記名又は自筆による署名を行うとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記すものとする。また、雇入費支給申請書に当たっては、正当な権限のある代理人であることを証する委任状を提出するものとする。

(個人情報の取扱い)

第 19 条 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 5 項に規定する個人情報取扱事業者に該当する申請事業主が支給申請を行う場合は、当該申請事業主は、助成金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って申請に係る労働者本人の同意を得たうえで、個人情報を取り扱わなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第 20 条 助成金の支給を受けた事業主は、雇入費支給申請書類その他関係書類を、当該事業の完了した日の属する会計年度の翌年から起算して 5 年間保管しなければならない。

2 助成金の支給を受けた事業主は、第 1 項の申請書類その他関係書類を、事業の完了した日の属する会計年度の翌年から起算して 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保管しておかなければならぬ。

(補則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関して必要な事項は、国が定める「緊急雇用創出事業等実施要領」及び「事業復興型雇用確保事業実施要領」によるほか、知事が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 24 年 2 月 17 日から施行し、平成 23 年度予算に係る助成金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において助成金に係る予算が成立した場合、該当各年度の予算にかかる助成金にも適用するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 12 日から施行し、平成 25 年度に係る助成金に適用する。
- 2 第 6 条の規定は、平成 25 年度に支給決定が行われたものから適用し、平成 24 年度以前に決定されたものは、なお従前の例による。
- 3 改正前の第 7 条第 1 項の規定中、支給決定日以後最初の支払いの部分は、平成 24 年度以前に決定されたものについては、なお従前の例による。
- 4 第 7 条の規定中、年目ごとの支給額を計算する場合において、千円未満の端数があるときはその全額が千円未満の端数となるときは、千円未満の端数又は千円未満の端数となつたその年目ごとの支給額の全額（以下、「端数等」という。）を、その年目の最後の支払い時に足し上げる。足し上げた端数等なお、千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。
- 5 前条の規定は、離職、欠勤等の理由により、雇用実績のない期間がない場合に適用し、雇用実績のない期間がある場合は、端数等は切り捨てる。

6 雇用形態の変更があった場合については、前条の規定に関わらず、第4条の規定は適用せず、端数等は切り捨てる。

附則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度に係る助成金に適用する。
- 2 第6条、第7条の規定は、平成26年度に支給決定が行われたものから適用し、改正前の要綱により支給決定されたものは、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度に係る助成金に適用する。
- 2 第6条、第7条の2の規定は、平成27年度に支給決定が行われたものから適用し、改正前の要綱により支給決定されたものは、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月24日から施行し、平成28年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成28年10月25日から施行する。
- 2 改正後のふくしま産業復興雇用支援助成金支給要綱の規定は、この要綱の施行の日前にふくしま産業復興雇用支援助成金支給要綱第10条の規定により支給決定を受けた申請についても適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年1月31日から施行する。
- 2 改正後のふくしま産業復興雇用支援助成金支給要綱の規定は、この要綱の施行の日前にふくしま産業復興雇用支援助成金支給要綱第10条の規定により支給決定を受けた申請についても適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年6月2日から施行し、平成29年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成30年6月22日から施行し、平成30年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和元年6月19日から施行し、令和元年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和2年5月15日から施行し、令和2年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和3年5月20日から施行し、令和3年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、第13条に基づいて施行日以降に通知する雇用実績報告に係る様式を除き、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和4年5月16日から施行し、令和4年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、第13条に基づいて施行日以降に通知する雇用実績報告に係る様式を除き、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和5年5月12日から施行し、令和5年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、第13条に基づいて施行日以降に通知する雇用実績報告に係る様式を除き、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和6年6月26日から施行し、令和6年度に係る助成金に適用する。
- 2 改正前の要綱により支給決定されたものは、第13条に基づいて施行日以降に通知する雇用実績報告に係る様式を除き、なお従前の例による。